

一 参 考 資 料 目 次 一

【原子爆弾被爆者援護対策室】

- | | |
|-------------------------------|-----|
| 1 原子爆弾被爆者に対する援護の仕組み..... | 資－1 |
| 2 原爆関係の援護施策の概要..... | 資－2 |
| 3 原爆症の認定件数..... | 資－3 |
| 4 原爆症認定制度の在り方に関する検討会について..... | 資－4 |
| 5 在外被爆者の方々からの原爆症認定申請について..... | 資－5 |
| 6 原爆諸手当要件等一覧..... | 資－6 |

【指導調査室】

- | | |
|-----------------------------------|-----|
| 1 平成22年度公衆衛生関係行政事務指導監査結果の概要 | 資－7 |
| (1) 指導監査を実施した地方公共団体の数 | |
| (2) 主な指摘事項 | |
| 2 毒ガス障害者対策の概要..... | 資－9 |

原子爆弾被爆者に対する援護の仕組み

原子爆弾被爆者に対する援護として、被爆者が受けた放射能による健康被害という、他の戦争犠牲者には見られない「特別の犠牲」に着目し、国の責任において、医療の給付、各種手当の支給等、総合的な保健・医療・福祉施策を講じている。

被爆者の範囲

以下のいずれかに該当する者であつて「被爆者健康手帳」の交付を受けた者

【手帳保持者 約21.9万人】

(平成22年度末)

- ① 原爆投下の際「被爆地域」(広島市・長崎市の区域・隣接地域)に在った者
- ② 入市被爆者(原爆投下後2週間以内に爆心地付近(約2km)に入市した者)
- ③ 救護被爆者(放射能の影響を受けるような事情の下にあつた者)など

原爆症の認定

→ 認定を受けた者には医療特別手当(月額136,480円)を支給 【支給対象者 約7,200人】

※手当額は平成24年4月以降の額。平成24年10月以降は月額135,670円。(平成22年度末)

被爆者の疾病について①原爆放射線に起因し、②現に医療を要する状態にあるかを認定

： 原子爆弾被爆者医療分科会にて専門的な観点から客観的に審査し、厚生労働大臣が認定

「厚生労働大臣は、原爆症認定を行うに当たっては、政令で定める審議会(*)の意見を聽かなければならない。」(被爆者援護法第11条第2項)

* 政令で定める審議会 = 疾病・障害認定審議会(原子爆弾被爆者医療分科会)

援護措置

【 1,478億円 (平成24年度予算(案))】

- 1 医療の給付(医療費の無料化) 【 438億円】
- 2 各種手当の支給 【 930億円】

健康管理手当(月額: 33,570円)【支給対象者 約18.7万人(平成22年度末)】(被爆者の85%が受給)

医療特別手当(月額: 136,480円)【支給対象者 約7,200人(前出)】など

※手当額は平成24年4月以降の額。平成24年10月以降は健康管理手当(月額: 33,370円) 医療特別手当(月額: 135,670円)

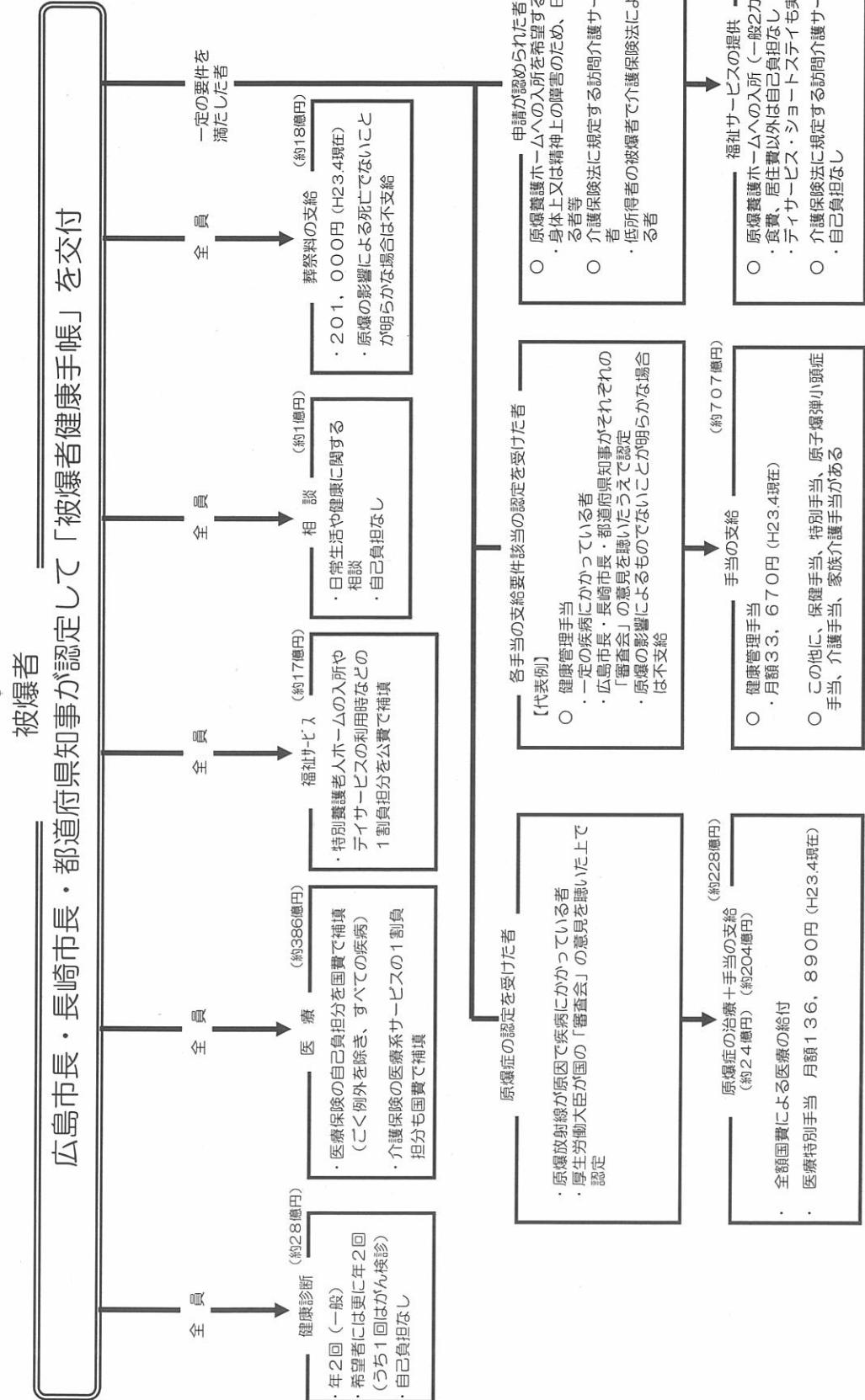
- 3 健康診断の実施(年2回)
- 4 福祉事業の実施(住宅生活支援、原爆養護ホーム事業など)

原爆関係の援護施策の概要

(平成24年度予算(案) : 約1,478億円)

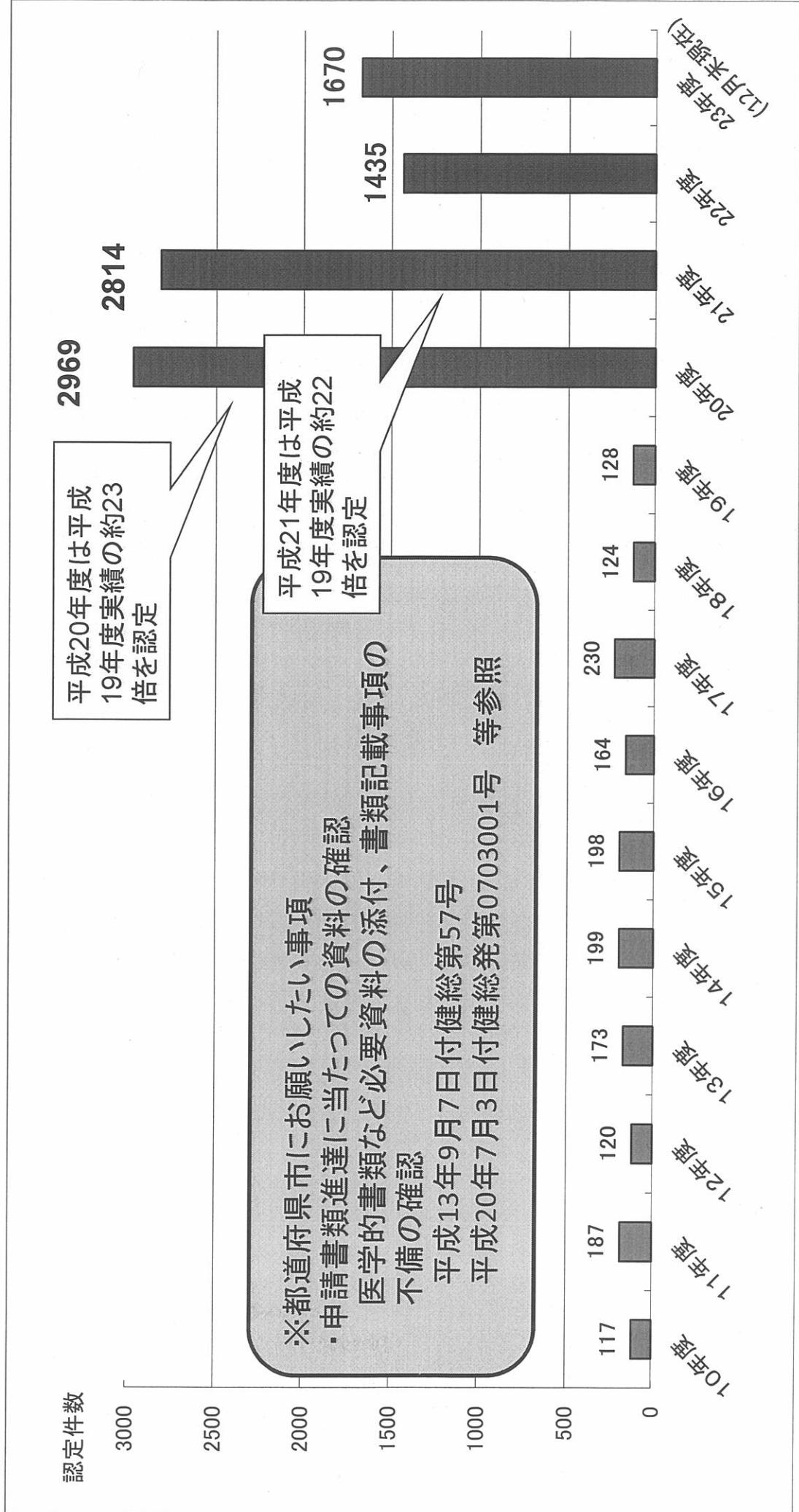
被爆地域

原爆投下当時の広島市・長崎市の区域及びそれに隣接する政令で定める区域内にいた者等



原爆症の認定件数

- 平成20年4月以降、23年12月まで、合計8,888件を認定



原爆症認定制度の在り方に関する検討会について

目的

原爆症認定制度については、平成21年12月に成立した「原爆症認定集団訴訟の原告に係る問題の解決のための基金に対する補助に関する法律」の附則において、原爆症認定制度の在り方にについて検討する旨が規定され、平成22年8月に、内閣総理大臣から原爆症認定制度の見直しの検討を進めることとされたところである。

これを踏まえ、原爆症認定制度の在り方について検討を行い、その結果に基づいて必要な措置を講ずることとするとともに、厚生労働大臣の主催により、学識経験者及び関係団体等の有識者からなる「原爆症認定制度の在り方に関する検討会」を開催する。

※平成22年12月から、これまでに計8回開催。

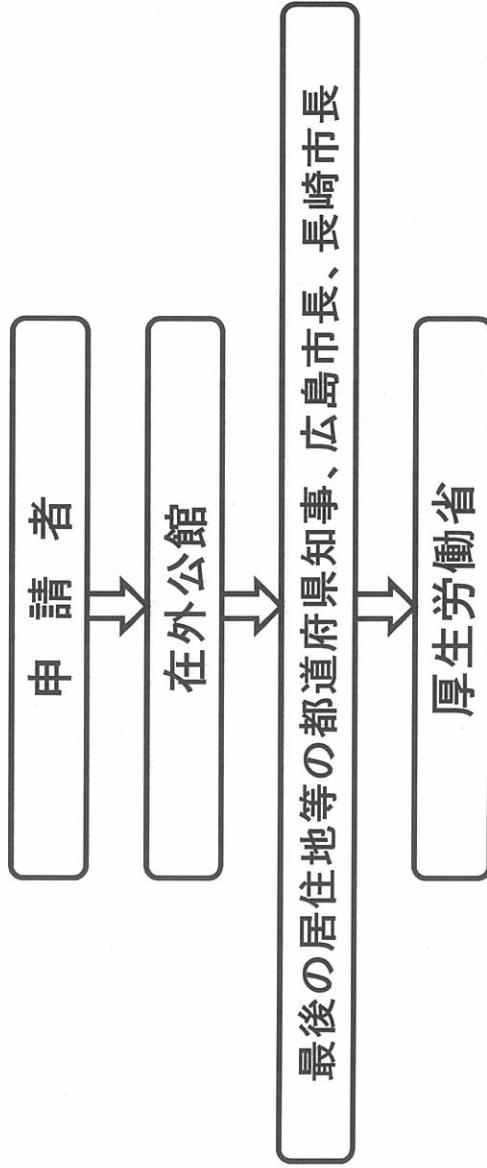
構成員

- | | | |
|----------------------|-----------------|------------------------|
| ・荒井 史男 弁護士 | ・一橋大学名誉教授 | ・日本原水爆被害者団体協議会事務局長 |
| ・石川 明子 看護科学大学学長 | ・大分県立看護科学大学学長 | ・長崎市副市長 |
| ・草間 義子 長崎国際大学学長 | ・長崎国際大学学長 | ・日本原水爆被害者団体協議会代表委員 |
| ・潮谷 直彦 (座長) 東京大学名誉教授 | ・東京大学名誉教授 | ・(財)放射線影響研究所元理事長 |
| ・神野 滋 一橋大学法学院研究科教授 | ・一橋大学法学院研究科教授 | ・佐々木 敦朗 広島市副市長 |
| ・高橋 進 株式会社日本総合研究所理事長 | ・株式会社日本総合研究所理事長 | ・森 亘 東京大学名誉教授 |
| ・高橋 進 | | ・山崎 泰彦 神奈川県立保健福祉大学名誉教授 |

在外被爆者の方々からの原爆症認定申請について

- 在外被爆者の方々からの原爆症認定申請については、平成20年6月に成立した改正被爆者援護法（海外からの被爆者健康手帳申請を可能とした）の附則において、「政府は、この法律の施行の状況等を踏まえ、在外被爆者に係る原爆症認定申請の在り方にについて検討を行う」旨規定されている。
- 検討の結果、被爆者援護法施行令を改正し、在外被爆者の原爆症認定申請について、日本国外からの申請を可能とした。

○申請に係るスキーム



○施行日

平成22年4月1日(平成22年3月17日公布)